

現行	改正後（案）																
第二条 児童生徒等が入学又は転学するときの学校の指定は、保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第二十二条第一項</u>に規定する「保護者」をいう。）の住所地の属する学区の学校とする。 （平一九教委規則一〇・旧第三条繰上）	第二条 児童生徒等が入学又は転学するときの学校の指定は、保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第十六条</u>に規定する「保護者」をいう。）の住所地の属する学区の学校とする。 （平一九教委規則一〇・旧第三条繰上・<u>令元教委規則三・一部改正</u>）																
別表 1 省略 宇部市立中学校学区 1：省略 <table> <tr> <th>学区</th><th>自治会区</th></tr> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> <tr> <td>西岐波</td><td>西岐波全区、常盤24区から38区まで、 上宇部10 - 2区（15班、16班、17班に限る。）</td></tr> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> </table>	学区	自治会区	省略		西岐波	西岐波全区、常盤24区から38区まで、 上宇部10 - 2区（15班、16班、17班に限る。）	省略		別表 1 省略 宇部市立中学校学区 1：省略 <table> <tr> <th>学区</th><th>自治会区</th></tr> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> <tr> <td>西岐波</td><td>西岐波全区、常盤24区から<u>39区</u>まで、 上宇部10 - 2区（15班、16班、17班に限る。）</td></tr> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> </table>	学区	自治会区	省略		西岐波	西岐波全区、常盤24区から <u>39区</u> まで、 上宇部10 - 2区（15班、16班、17班に限る。）	省略	
学区	自治会区																
省略																	
西岐波	西岐波全区、常盤24区から38区まで、 上宇部10 - 2区（15班、16班、17班に限る。）																
省略																	
学区	自治会区																
省略																	
西岐波	西岐波全区、常盤24区から <u>39区</u> まで、 上宇部10 - 2区（15班、16班、17班に限る。）																
省略																	

宇部市立小中学校の通学区域に関する規則（昭和六十一年教育委員会規則第一号）新旧対照表